

『改正特商法・割販法』正誤表

以下の表記が誤っておりました。お詫びし、訂正いたします。

18頁〔図表2〕

〔誤〕

		訪問販売	通信販売	電話勧誘販売
民事規定	クーリング・オフ 通信販売の解除権	8日	<u>8日</u> ★8日 法15条の2	

〔正〕

		訪問販売	通信販売	電話勧誘販売
民事規定	クーリング・オフ 通信販売の解除権	8日	★8日 法15条の2	<u>8日</u>